

土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

四国中央市は、今後の人口減少と少子高齢化社会を見据え、将来にわたり安定した保育・幼児教育の提供を継続するため、公立の保育園、認定こども園及び幼稚園の再編整備を進めている。その一環として、老朽化した土居保育園を建て替え、幼保連携型認定こども園を整備することとした。併せて、「地域子育て支援拠点事業」を実施する施設を複合し、子育て支援施設の拠点の一つとする。

本実施要領は、土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日（火）まで。ただし、基本設計業務については令和8年10月30日（金）までとする。

(4) 提案上限額

58,520,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 選定方式

参加資格要件の確認による第1次審査を事務局にて行い、第2次審査として技術提案書等の書類提出を求め、四国中央市土居西こども園（仮称）基本設計及び実施設計業務受託者選定委員会（以下「委員会」という）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定する。

4 事務局

四国中央市 福祉部 保育幼稚園課

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話：0896-28-6022/FAX：0896-28-6031

Eメール：hoiku@city.shikokuchuo.ehime.jp

5 参加資格要件

本提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。ただし、四国中央市内

の事業者については、(11)の条件は不要とする。

- (1) 令和7・8年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント）（以下「入札参加資格審査申請書」という。）を提出している者又は令和8年5月12日（火）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。この場合において、入札参加資格審査申請書に関する問合せ及び提出は、市契約検査課契約係に行うこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 本業務の公告の日から契約締結の日までにおいて、営業停止処分又は市の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 建築士法第23条第1項に規定する登録を受けた一級建築士事務所であること
- (8) 本業務の管理技術者となる者が一級建築士の資格を有し、設計事務所と参加申込書の受付日から起算して過去1月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (9) 特記仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 四国内に本店を有する者
 - イ (1) に掲げる入札参加資格審査申請書において、入札及び契約手続の委任先として届け出されている四国内に所在する支店又は営業所
- (11) 平成22年4月1日以後において、延床面積500㎡を超える幼稚園、保育所又は認定こども園（日本国内で竣工し、又は実施設計を完了したものに限る。）の新築又は改築の設計に係る履行実績を有する者であること。ただし、元請けとして履行した場合に限る。

6 参加資格要件確認基準日

市が参加表明書を受理した日から、優先交渉権者と業務委託契約を締結するまでの間とする。

7 選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。ただし、変更する場合がある。

内容	時期
公募開始	令和8年4月20日(月)
質問書の提出期限	令和8年5月11日(月)午後5時必着
質問書の回答日	令和8年5月13日(水)までに、HPにおいて随時回答する
参加表明書等の提出期限	令和8年5月15日(金)午後5時必着
技術提案書等の受付期間	令和8年5月18日(月)～6月12日(金) 正午必着
参加資格審査(第1次審査)結果通知日	令和8年6月19日(金)
選定委員会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年6月29日(月)
第2次審査結果通知、契約交渉及び業務委託契約	令和8年7月初旬予定

8 質問及び回答

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等の内容に関する質疑については、次に掲げる方法で行うこと。

(1) 提出書類

質問書(様式8)によること

(2) 提出方法

電子メールにて送信すること(電話により受信を確認すること。)

(3) 受付期限

令和8年5月11日(月)午後5時まで(必着)

(4) 提出先

Eメール: hoiku@city.shikokuchuo.ehime.jp

(5) 質問への回答方法及び公表

質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答する。また、全ての質問について随時、市の公式ホームページに掲載(質問を行った会社、法人等名称は公表しない。)する。なお、公平を保てない可能性がある質問については回答しないことがある。

9 参加表明書等の書類提出

(1) 提出期限

令和8年5月15日(金)午後5時必着

(2) 提出先

「4 事務局」まで

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

下記(4)の提出書類を一つの封筒に入れて提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務参加表明書」と記載すること。

(4) 提出書類

以下の様式等については、別紙「様式集」のとおりとする。なお、様式については、市公式ホームページに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

① 参加表明書（様式1） 1部

② 会社概要書（様式2） 1部

※一級建築士事務所登録証明書の写しを添付すること。

③ 業務実績書（様式3） 1部

※業務実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

④ 業務実施体制（様式4） 1部

※本様式でいう管理技術者並びに建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の主たる担当技術者の各分野における必要資格については、特記仕様書の2. 業務の実施(2)管理技術者および各担当主任技術者の資格要件のとおりとする。

⑤ 協力事務所の名称等（様式5） 1部

該当する場合のみ

⑥ 資格調書（様式6） 1部

※保有資格を証する書類の写しを添付すること。

※様式6については、適宜、複写して使用すること。

10 提案者記号の抽選及び通知

技術提案書に記載する事業者名に代わる仮の提案者記号（A社、B社等）を決定するため、令和8年5月15日（金）に事務局にて責任抽選を行い、速やかにメールにて結果を通知する。

11 技術提案書等の提出方法及び作成方法

基本コンセプト等の内容を踏まえ、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）正午必着

(2) 提出先

「4 事務局」まで

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は信書便により提出すること。

(4) 提出書類及び提出部数

① 技術提案書（任意様式） 14部

様式は自由とするが、用紙の大きさは、A3判で片面印刷とし、文字サイズは、10.5ポイント以上（図表等を縮小して貼り付けた場合で、判読可能な範囲内であればこの限りではない。）とする。表紙にはタイトル「土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務プロポーザル技術提案書」、表紙下部に提案者の称号又は名称の代わりに、前項第5号に規定する仮の提案者記号（A社、B社等）を記載すること。なお、技術提案書内には、社名が特定される記述を行わないこと。

○技術提案課題及び提出枚数

ア 取組体制及び過去の実績等

業務への取組体制、設計チームの特徴、配置技術者のこれまでの実績、また、その実績が、本業務にどのように活かせるか記述すること。

イ 業務実施方針等

「土居西こども園（仮称）の基本コンセプト」の内容を踏まえ、業務の実施方針、特に重視する設計上の配慮事項等を記述すること。

ウ 特定テーマに係る技術提案

以下の5つのテーマに対する提案を記述すること。

【テーマ1】 地域の人々が誇りと愛着の持てる施設

【テーマ2】 安全・安心な施設

【テーマ3】 教育・保育環境が充実し、小学校との連携を推進できる施設

【テーマ4】 子育て支援の拠点となる施設

【テーマ5】 環境との調和が図られた施設

エ 独自（自由）提案

本業務を進める上での課題や対応策、アイデア、その他提案（上記ウの特定テーマに対する内容を除く）を記述すること。

オ 提出枚数の合計枚数は、A3判5ページ以内とする（表紙は除く）。また、各項目の枚数割合は自由とし、複数の項目を1枚にすることも可とする。

カ 提案に当たっては、「土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務特記仕様書」及び「土居西こども園（仮称）基本・実施設計業務 諸室計画表」並びに「公共建築設計業務共通仕様書」に留意して提案すること。

キ 記載に当たっては、提案者の考えを文章及びそれを補足する図等により簡潔に記述すること。

ク 審査の公平性を確保するため、提出者の社名の代わりに別途通知する提案者記号を使用し、社名が特定されないようにすること。

② 見積書（様式7）及び積算内訳書 各1部

ア 業務名、見積書及び事業者名を記載した封筒に封入すること。

イ 所定の様式により見積書を提出すること。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とし、各項目の詳細については、積算内訳書を任意様式により添付すること。

ウ 提出の際は、事業者名が分かる自社の封筒に業務名及び見積書の文字を記載し、封入（糊付け）して提出すること。

12 審査方法及び受託候補者の選定

本プロポーザルの審査は、次のとおり実施する。

(1) 第1次審査

- ① 第5項に掲げる要件について参加資格審査を行う。
- ② 参加資格審査の結果は、令和8年6月19日（金）に参加表明書の提出があった全ての事業者に対して、書面及び電子メールで通知する。

なお、参加事業者が5者を超えた場合は、別表の審査基準表の評価項目①事業所の評価を書類審査にて行い、審査結果の上位5者を参加決定事業者とする。

(2) 第2次審査

- ① 委員会において、参加者からの技術提案関係書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容に対し、別表の審査基準表に基づき審査項目ごとに総合的に評価を行い、受託候補者を選定する。
- ② 選定委員会については、次のとおりとする。

ア 実施日時 令和8年6月29日（月）（詳細については、別途通知する。）

イ 実施場所 会場等詳細は、別途通知する。

ウ 実施時間 1者につき30分程度を予定
（プレゼンテーション 20分以内、ヒアリング 10分以内とする。）

エ 出席者 1者につき3名まで
※業務責任者となる予定者は、原則出席すること。

オ 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した技術提案書等に基づき行うものとし、追加提案及び追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえたうえでパソコン、プロジェクター等による説明は、許可する。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市で用意し、パソコンその他の機器等は持込可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、個別に行い、非公開とする。

- (3) 見積書の開封は、本事業に関係のない職員1名の立会いのもと開封する。

13 受託者の選定

- (1) 各委員の審査結果の合計得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、別表の審査基準表の評価項目②技術提案書及びヒアリングによる評価の合計得点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは、委員会の協議により決定する。
- (2) 応募事業者が1者のみの場合であっても審査を行い、その場合についてのみ、最低水準点を設けた項目において各委員の審査得点の平均点が最低水準点以上であるときは、当該事業者と契約交渉を行い、受託者を決定する。

- (3) 審査結果及び選定内容に関する質問、異議申立て等は、一切受け付けない。

14 第2次審査結果の通知

- (1) 通知日

令和8年7月初旬予定

- (2) 通知方法

優先交渉権者及び次点交渉権者にのみ文書にて通知する。また、審査結果を市ホームページで公表する。

選定結果については、令和8年7月初旬頃に市ホームページに掲載する。

15 業務委託契約

- (1) 契約形態

優先交渉権者と交渉が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

- (2) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

- (3) 契約金額

提案上限額以内で、原則、価格提案書により提案があった金額とする。

- (4) 費用の支払い

委託料の支払いは、業務完了後とする。

- (5) 契約保証金

四国中央市契約規則（平成16年規則第50号）第43条の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第45条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (6) その他

交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「5.参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

16 提案者の失格要件

- (1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
- (2) 参加表明者以外の者が行った提案
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- (4) 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- (5) 見積書の見積額が提案上限額を超えた場合
- (6) 複数の技術提案書を提出した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他、委員会が不適格と認めた場合

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 技術提案書の著作権は、当該技術提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された技術提案書を本市の了解なく公表又は使用してはならない。なお、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、市は提出された技術提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 受付期間終了後の技術提案書等の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。また、資格調書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (4) 技術提案書を提出するに当たり、他者の協力を得た場合は、その旨を技術提案書に明記すること。
- (5) 本技術提案に係る情報公開請求があった場合は、四国中央市情報公開条例（平成 16 年条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提出書類は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (7) 提出書類の様式については、別紙「様式集」のとおりとする。
- (8) 技術提案書等の提出された書類に関して事務局より電話での問合せ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (9) 参加表明書提出後、辞退を希望する場合は速やかに参加辞退届（様式 9）を提出すること。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、四国中央市契約規則に定めるところによる。

別表 審査基準表

評価項目		評価ポイント	内訳	評価点数 【最低水準点】
①事業所の評価	業務実績	幼稚園、保育所、認定こども園の建設に係る設計実績	10点	20点
	業務実施体制	有資格者の配置状況等における評価	10点	【10点】
②技術提案書及びヒアリングによる評価	取組体制、実績等	取組体制、設計チームの特徴等から本業務に対する熱意が感じられるか	10点	20点 【10点】
		実績が十分あり、本業務に活かすことができるか	10点	
	業務実施方針等	基本コンセプト、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する	10点	10点 【5点】
	特定のテーマに対する技術提案 (的確性、独創性、実現性を考慮して各提案ごとに総合的に評価する)	【テーマ1】 地域の人々が誇りと愛着の持てる施設	10点	50点 【25点】
		【テーマ2】 安全・安心な施設	10点	
		【テーマ3】 教育・保育環境が充実し、小学校との連携を推進できる施設	10点	
		【テーマ4】 子育て支援の拠点となる施設	10点	
		【テーマ5】 環境との調和が図られた施設	10点	
独自（自由）提案	独自（自由）提案について、的確性、独創性、実現性を考慮して総合的に評価する	10点	10点	
その他	見やすく、わかりやすい提案書やプレゼンテーション及びヒアリングの受け答えが的確か評価する	10点	10点	
③見積価格	コストの妥当性	10点×（技術提案者中、最低価格÷技術提案者価格） * 小数点以下切捨て	10点	10点
合 計			130点	130点